

視点1

子どもの権利の視点から

大田祈子

(川崎市職員)

川崎市子どもの権利に関する条例

川崎市では全国に先駆けて二〇〇〇(平成十二)年に「川崎市子どもの権利に関する条例(以下「条例」)を制定しました。子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその保障を図るために、総合的計画的に施策を推進しています。

この条例の策定は、一九九〇年代に子どもたちが虐待やいじめ、不登校などで厳しい状況に置かれていたことと、日本が一九九四年に国連の「児童の権利に関する条約(通称「子どもの権利条約」)、以下「条約」)を批准したことを背景としています。そして、子どもたちが実際に生活している地域社会の中で、子どもの生活の場に即して、子どもの目の高

さに合ったものをつくるために、条例づくりのプロセスを重視し、子どもを含む市民と共に二年近くをかけて策定しました。

子どもたちが話し合った意見を取り入れながら、子どもの権利や理念を総合的にとらえ、子どもの生活の場に応じた権利保障のあり方や保障の仕組みを定めて、権利の保障を実効性のあるものにしていくような構成となっています。

人間としての大切な子どもの権利

条約では四十条にわたり、子どもの権利について列挙されていますが、この条例では、策定作業の中で出された子どもたちの思いや願いを受けとめながら、川崎の子どもたちにとつとりわけ大切にされ

るべき七つの権利として表現しています。

一 安心して生きる権利…子どもは、愛情と理解をもって生まれ、あらゆる差別を受けず、安全・安心に生活できます。

二 ありのままの自分でいる権利…子どもは、一人ひとりの違いを認められ、秘密が守られ、人として大切にされます。

三 自分を守り、守られる権利…子どもは、いじめ、虐待、体罰などから逃げたり、相談したりできます。他の人が子どものことを決めるときに自分の意見が大事にされます。

四 自分を豊かにし、力づけられる権利…子どもは、遊んだり、学んだり、幸福を求めたりする中で、その育ちにに応じて自分を豊かにし、力づけられます。

五 自分で決める権利…子どもは年齢と成熟に応じて、大人のアドバイスを受けながら、自分のことを決めることができます。

六 参加する権利…子どもは自分を表現したり、自

分の意見や考えを表現したり、社会活動に参加したりすることができます。

七 個別の必要に応じて支援を受ける権利…子どもは、置かれた状況が違ってても差別を受けることはありません。また、障がいのある子どもや、外国人などの子どもが自分らしく生き、社会に参加して交流ができるように、その子どもの状況に合わせて支援を受けられます。

そして、大人は「子どもの最善の利益」を考慮する責務があり、市の子どもに関する施策は「子どもの最善の利益」に基づいて推進されるべきであると謳うたっています。

子どもの最善の利益とは

実際の子育てや保育の場面で子どもと接する時に、「子どもの最善の利益」をどのように考えたらよいのでしょうか。

まず考えたいのは、子どもに良かれと思って行っているその行為が、本当に子どもの利益につながる

のか、ということです。子どものためと言いながら、実は大人の都合を押し付けてはいないでしょうか。

例えば集団行動の秩序を守るために、一人の子どもをないがしろにしてはいないでしょうか。あるいは子どもにとってほかにもっと良い選択肢があるかもしれないのに、大人の思い込みで、実際は大人が望んでいる道へ、意識的か否かにかかわらず子どもたちを誘導しているのではないのでしょうか。

ここで大切なのは、子どもの視点に立って考えること、すなわち、子どもの身になってみるということです。そのためには、日ごろから子どもの話（意見や考え）に耳を傾けておくことが必要です。このことはすなわち、子どもの「参加する権利」を保障しておくことなのです。

一方、子どもの意見を聴くばかりが「子どもの最善の利益」につながるとは限らない場合もあります。

子どもは経験値が低いですから、適切な判断ができるとは限りません。自分の欲望を満たすだけの行為であれば、本人にとって良くないこともあるものです。また、十代の子どもの利益としては適切でも、

発達が未成熟な幼い子どもにとっては時期尚早ということもあるかもしれません。

最善の利益につながるために必要なのは、子どもの成長に応じたその時々で、本当に必要なことが何かをできるだけ正しく理解するとともに、その年齢と成熟に応じた適切な支援をしてあげることです。大人が助言などでほんの少し手を貸すことにより、子どもも自分自身にとって本当に必要なことが見えてくることでしょう。

子どもの自主性や自発性を確保しつつ、過干渉にならないように支援することは難しいものです。子どもの権利を保障していくために、まずは権利の存在に気付き、そして立ち止まって保障状況を振り返ることから始めていきましょう。

子どもの権利への理解を広めること

子どもが自分自身に権利があることを知ることで、自分が尊重されるべき存在であることに気付いて自分を大切にすることができるようになり（自己肯定感の醸成）、さらに、同じように権利を持っている

他人を大切にすること（相互尊重）につながっていきます。

また、さらに大人が子どもの権利について理解を深めることで、子どもの権利はより強く保障され、ひいては子どもの最善の利益につながるようになるでしょう。

条例では条約が採択された日を記念して、十一月二十日を「かわさき子どもの権利の日」と定めています。十一月は児童虐待防止推進月間（オレンジリボンキャンペーン）でもあり、川崎市では、子どもへの啓発と併せて、大人に対しても子どもの権利への関心と理解を深めるために、さまざまな啓発活動を行っています。

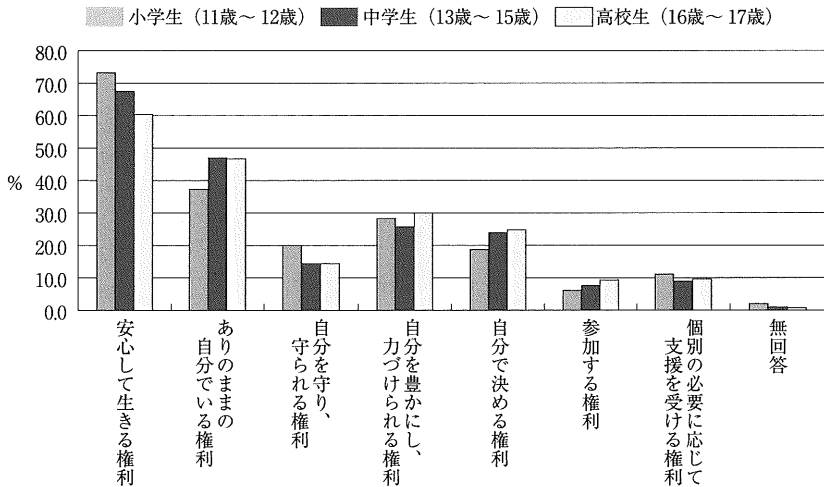
皆様も、この機会にぜひ子どもの権利へのご理解を深めていただけたらと祈念いたします。

参考資料（下図）

川崎市では三年に一度、「子どもの権利に関する実態・意識調査」を実施しています。

問「子どもの権利の中で、自分にとって最も大切だと思うものは何ですか」（複数回答）

子どもの権利の中で最も大切だと思うもの



小学生では「安心して生きる権利」「自分を守り守られる権利」が、中・高校生より高く、中・高校生では「ありのままの自分でいる権利」「自分で決める権利」が小学生より高い。（2011年3月実施「子どもの権利に関する実態・意識調査」から）